

令和5年6月29日

一般社団法人京都府建設業協会 御中

環境政策局環境企画部
環境指導課
(環境規制担当 電話 222-3955)

建築物の解体・改修工事に係る資格者等による石綿事前調査の義務化について

日頃は本市環境行政の推進に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

大気汚染防止法の一部改正（令和2年6月5日公布）により、建築物の解体・改修工事を行う際は、資格者等による石綿事前調査の実施が義務付けられ、令和5年10月1日から施行されます。

つきましては、別添周知チラシを御参照いただき、石綿事前調査の適切な実施について、貴会員の皆さまに周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

【送付物】

- ・環境省周知チラシ「建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ」
- ・厚生労働省周知チラシ「解体・改修・各種設備工事を行う施行業者の皆さまへ」

【お問合せ窓口】

行政機関名	管轄	所在地	電話番号
北部環境共生センター	北、上京、左京、 中京、右京区	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階	701-9800
南部環境共生センター	東山、山科、下京、 南、西京、伏見区	京都市南区西九条森本町62-1	671-0511
京都市環境政策局 環境企画部環境指導課		京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488	222-3955

建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

石綿（アスベスト）関連規制が改正 されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際^{※1}は、**資格者等による事前調査^{※2}の実施が義務付けられます。**



事前調査を行うことができる者



- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※3}
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。 ※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすことになります。
- ※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

登録講習機関 (令和3年7月末現在)

- ◆ (一社) 日本環境衛生センター
- ◆ (一社) 環境科学対策センター
- ◆ 建設業労働災害防止協会
- ◆ (一社) 日本石綿講習センター
- ◆ 中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆ 中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆ (一社) 茨城労働基準協会連合会
- ◆ (一社) 三重労働基準協会連合会
- ◆ (公社) 石川県労働基準協会連合会
- ◆ (公社) 東京労働基準協会連合会
- ◆ (一社) 企業環境リスク解決機構
- ◆ 建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆ (株) 安全教育センター
- ◆ 建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆ 建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆ 建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆ 建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆ 建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆ (公社) 岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



講習内容

種別	講習内容	受講資格
特定調査者	講義 (11時間)、実地研修、筆記試験、口述試験	一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一般調査者	講義 (11時間)、筆記試験	石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一戸建て等調査者	講義 (7時間)、筆記試験	一般調査者と同じ

☞ 講習のスケジュールはそれぞれの講習登録機関のウェブサイトを参照してください

注意点

- ◆ 事前調査を適切に実施するため、義務づけ適用以前においても、資格者等が事前調査を行うことが望ましいです。
- ◆ 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◆ 自主施工者である個人が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です

工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります



事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます（※）

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります



（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！

令和5年 **10月1日**
着工の工事から!!

※

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体 改修(※1)	解体部分の床面積の合計が80㎡以上 請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

材料費も含めた
工事全体の請負代金

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです(なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です)。

- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ▶ 発電設備(太陽発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。

解体・改修工事の事前の措置

作業時の措置※

情報提供(発注者・注文者)
【8条、9条】

作業計画【4条】※

事前調査・
結果の報告
【3条、4条の2】※

石綿有り
または有り
とみなし

労働基準監督署への
事前の届出(吹付・保
温材等の工事の場合)
【5条】※
【安衛法88条、安衛則86、90条】※

- 発生源対策
湿潤化【13条】
- ばく露防止対策
呼吸用保護具・保護衣【14条等】
- 隔離【6条、6条の2、6条の3】
- 立入禁止【7条】
- 管理
石綿作業主任者【19条、20条】
特別教育【27条】
掲示【34条】
作業の記録【35条、35条の2】
保護具等の管理【46条】等

特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの。
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

各種お手続きについて

事前調査結果報告システム の操作方法について



石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

G BizIDについて



G BizIDトップ画面「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。

